

## 静岡県公安委員会規則第26号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

静岡県公安委員会委員長 松永由弥子

### 行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)	(執行停止の通知)
<p><b>第8条 法第25条第3項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。</b></p> <p><b>2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定により執行停止をしないこととしたときも、同様とする。</b></p> <p>（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）</p>	<p><b>第8条 審査庁は、法第25条第2項の規定により、執行停止をし、又はしないことを決定したときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</b></p> <p>（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）</p>
<p><b>第23条 （略）</b></p> <p><b>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（様式第3号）を送付して行うものとする。</b></p>	<p><b>第23条 （略）</b></p> <p><b>2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定により提出書類等の閲覧等を求められた場合において、同項の規定による閲覧等の許可をし、又はしないこととしたときは、当該閲覧等の求めをした審理関係人に対し、提出書類等閲覧等請求についての回答書（様式第3号）により通知するものとする。</b></p>

<p>3 令第12条第2項の審査庁が定める書面は、手数料納付書（様式第4号）とする。</p> <p>（裁決書の謄本の送達の方式等）</p> <p><b>第26条</b> 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料の納付は、手数料納付書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>4 令第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付するものとする。</p> <p>（裁決書の謄本の送達の方式等）</p> <p><b>第26条</b> 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に送付書を付して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第23条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

第 号

年 月 日

殿

静岡県公安委員会

印

提出書類等閲覧等請求についての回答書

年 月 日に貴殿から提出された、 に関する処分に対する審査請求に係る提出書類等の閲覧等の求めについては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

（閲覧等の可否、交付の方法、日時・場所その他必要と認める事項を記載する。）

様式第4号（第23条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

手　数　料　納　付　書

年　月　日

静岡県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により、

金　　円を手数料として納付します。

收　入　証　紙　貼　付　欄

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の行政不服審査手続に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている手数料納付書は、改正後の行政不服審査手續に関する規則の相当する様式により提出された手数料納付書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。